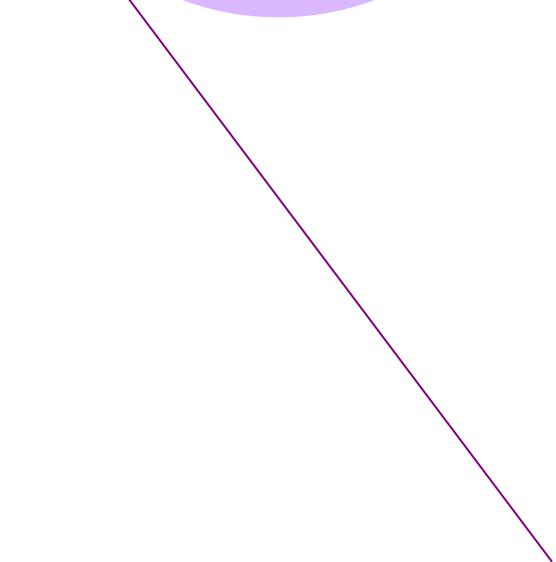




第3章



東京都の現状

1 体罰防止に向けたこれまでの取組

● 東京都教育委員会の取組

(1) 服務事故防止月間の設定による都内全公立学校における啓発活動の実施

- ・ 平成18年から毎年7月と12月を「服務事故防止月間」と定め、都内全公立学校において、全ての教員を対象とした校内研修による服務事故防止の啓発を行ってきた。
- ・ 平成25年度は、体罰の実態調査結果を踏まえ、7月の服務事故防止月間を体罰防止月間と位置付けて体罰防止に重点を置いた啓発を行った。

(2) 服務通知の発信

- ・ 服務規律の徹底を図るため、「教職員の服務の厳正について」(服務通知)を定期的(年2回程度)に発信してきた。
- ・ 重大事故が発生した場合などには、隨時、服務通知を発信している。

(3) 啓発資料の提供

- ・ 各所属における啓発・指導に資するため、都立学校の管理職に対し、服務事故防止に係る記事を掲載した啓発資料「ふくむ情報最前線」を年6回程度発行してきた。
- ・ 時宜にかなった注意喚起を行うため、注意事項を記載した電子メール「あなたは大丈夫ですか」を全教職員のTAIMS個人端末宛てに月2回程度送信している。
- ・ 新規採用予定者に向けた啓発資料を配布し、新規採用時から服務事故防止の徹底を図っている。
- ・ 学校における研修が効果的に行われるよう、服務事故の事例や傾向・対策、関連通知をまとめた資料「服務事故防止ハンドブック」、「服務事故の防止に向けて」、「服務事故事例別指導資料」を年1回程度作成・配布している。

(4) 服務事故の周知

- ・ 服務規律の確保の観点から、懲戒処分を発令する都度、処分内容を記載した「教職員の服務事故について」を、都立学校及び区市町村教育委員会宛てに電子メールで送信している。

(5) 職層研修、地区教育委員会が実施する研修への講師派遣

- ・ 東京都教職員研修センターが実施する若手教員育成研修、主任教諭任用前研修、10年経験者研修、教育管理職候補者研修、校長候補者研修等の研修に講師として管理主事を派遣している。
- ・ 区市町村教育委員会や校長会等が実施する服務事故防止研修等に講師として管理主事を派遣している。

● 平成 25 年 1 月以降の東京都教育委員会の取組

1月 17 日 (木)	「適切な部活動指導の推進について（通知）」 「部活動指導における暴力による体罰の実態把握について（依頼）」 全公立中学校及び全都立学校の校長・顧問教諭・生徒対象の調査開始
24 日 (木)	調査範囲を部活動以外の教育活動も含め、全教職員・生徒対象に拡大
30 日 (水)	「小学校における暴力による体罰の実態把握について（依頼）」 全公立小学校の全教職員及び児童対象の調査開始
2月 2 日 (土)	「健全育成緊急対策本部」（本部長：教育長）を招集
12 日 (火)	都立高等学校の運動部活動での体罰事故が発覚し、都立学校臨時校長連絡会において教育長訓示
18 日 (月)	体罰調査委員会による調査チームの学校派遣を開始
3月 8 日 (金)	体罰根絶に向けた教員研修用パンフレット（生徒の意欲を高める部活動指導の在り方を求めて）を全公立中学・都立学校の全教職員に配布
12 日 (火)	「体罰の根絶に向けた教員研修」の開催
13 日 (水)	講演「東京から Good Coach を発信しよう！」 東京都教育委員会 濱吉利彦 教育委員
18 日 (月)	「部活動指導等の在り方検討委員会」における総合的な対策の検討開始
4月 11 日 (木)	「都内公立学校における体罰の実態把握について（第一次報告）」体罰の疑い事例 490 校 962 人
23 日 (火)	公益通報弁護士窓口を開設し、コンプライアンス体制を強化
5月 23 日 (木)	「都内公立学校における体罰の実態把握について」最終報告（体罰 146 校・182 人）・「体罰調査委員会報告書」公表
28 日 (火)	暴力的指導を「しない、させない、許さない」の 3 ない運動の展開 部活動において体罰等の暴力的指導が行われた場合の対応について、基本的な考え方を明示
6月 27 日 (木)	7月を「体罰防止月間」に位置付け、事例研究による校内研修及びチェックシートによる自己点検を全校実施
28 日 (金)	「ストップ体罰」服務事故防止啓発用ポスターを全校へ配布
7月 5 日 (金)	体罰の根絶に向けた意識啓発用「卓上ミニのぼり旗」を全校へ配布
8月 1 日 (木)	東京都教職員研修センターに、「体罰・暴言 しない、させない、許さない」3 ない運動の意識啓発を図る懸垂幕を設置
8月 9 日 (金)	東京都教職員研修センター夏季集中講座「絶対 NO！体罰」 講演「体罰に頼らないスポーツ指導」 東京都教育委員会 山口 香 教育委員

2 平成24年度体罰実態把握調査の結果

(平成 25 年 5 月 23 日公表)

● 調査の内容・方法

(1) 調査の趣旨

大阪市立の高等学校の体罰による生徒の自殺事件を受け、体罰の疑いがあるような事例に対しても見逃さず迅速に対応することを含め、体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。

(2) 調査対象者

区市町村立及び都立学校全2,184校の校長、教職員、児童・生徒全てを対象

(3) 調査対象期間

平成24年度

(4) 調査内容

教育活動における暴力による体罰、精神的・肉体的苦痛を感じる体罰の疑い例の有無

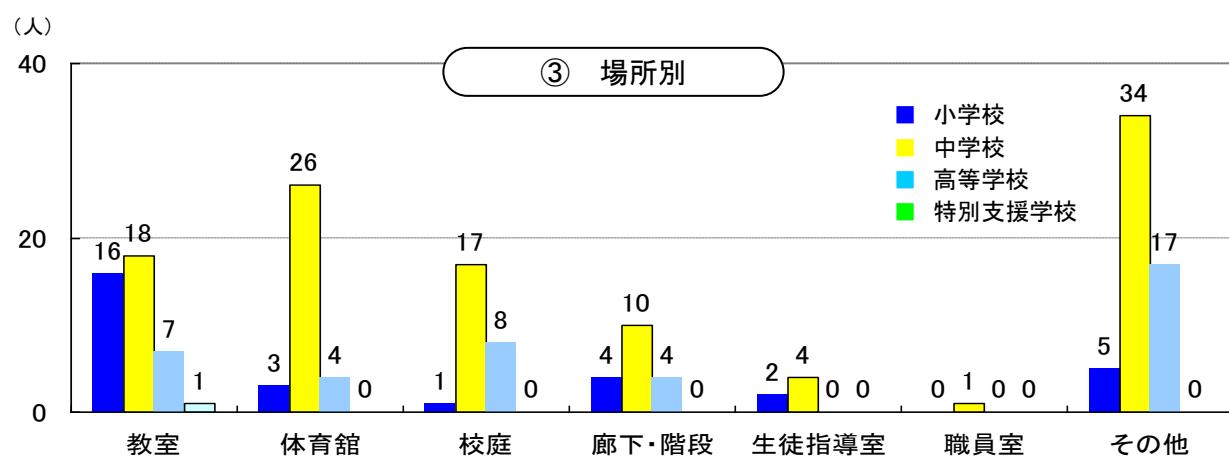
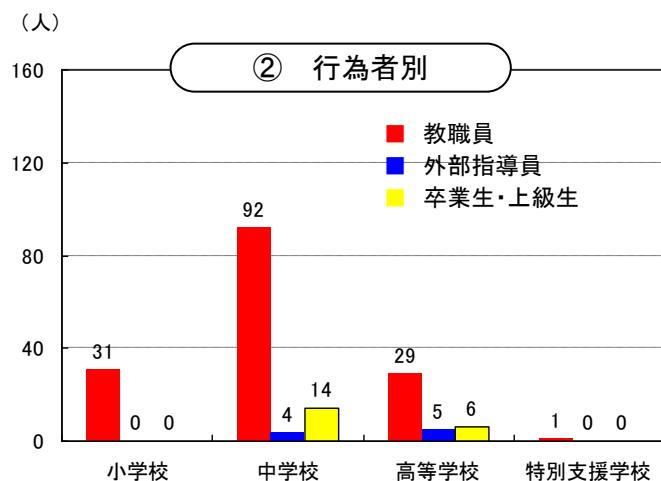
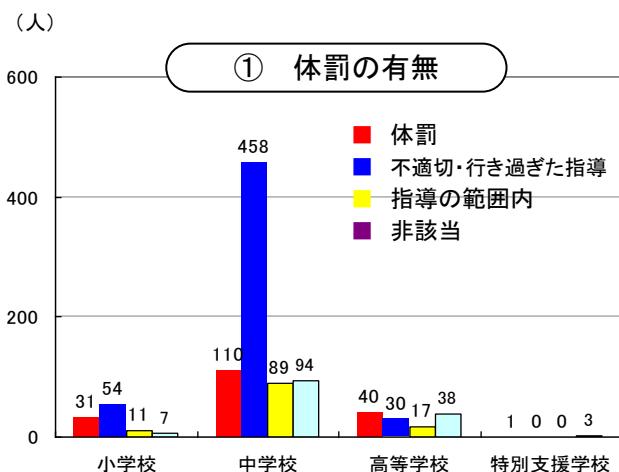
(5) 調査方法

教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査

(6) 調査期間

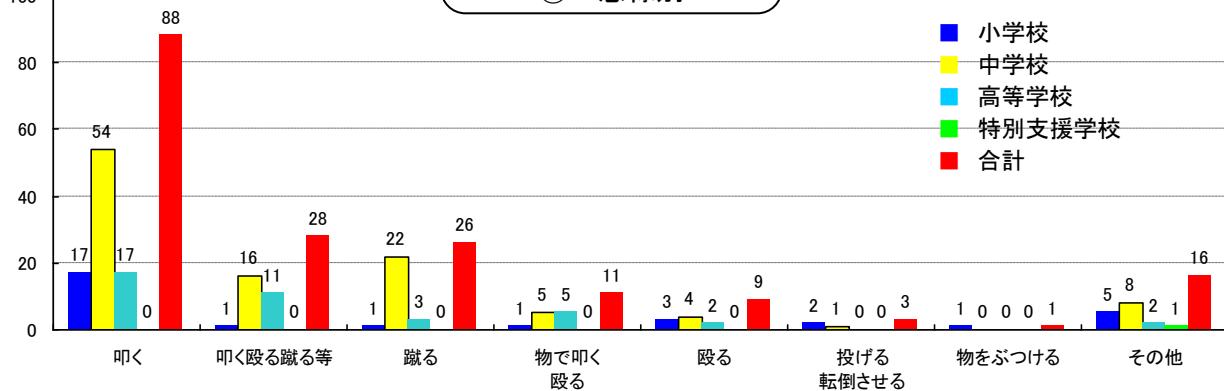
平成 25 年 1 月 21 日（月）～3 月 15 日（金）

● 調査結果



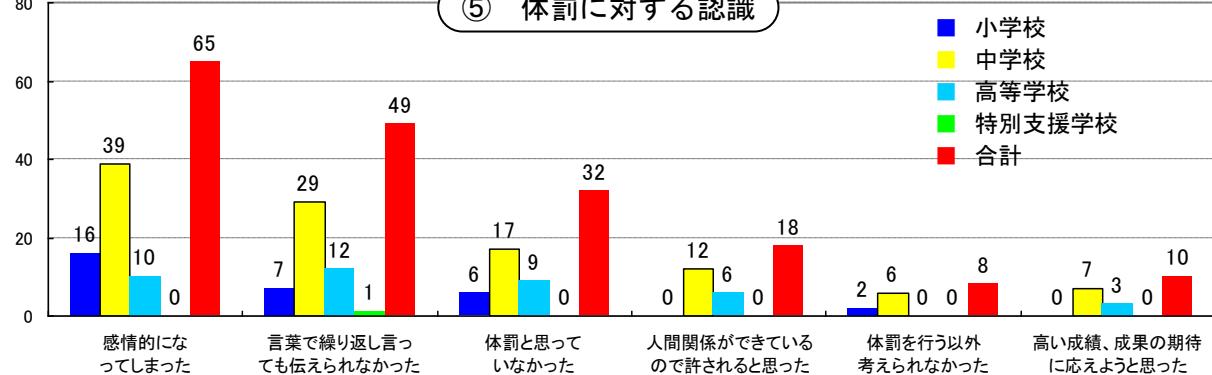
(人)

④ 態様別



(人)

⑤ 体罰に対する認識



(人)

⑥ 体罰に至る原因



● 分析

- ①体罰の有無では、中学校の「体罰」や「不適切・行き過ぎた指導等」が多いのは、思春期等成長の過程における生活指導上の課題が多いことによるものと考えられる。
- ③場所別では、「その他」が約30%を占めているが、部活動の対外試合や合宿等の学校外での活動が多いことが影響している。
- ⑤体罰に対する教員の認識では、約60%が一時的な感情によるもの、約40%が体罰を指導の手段とする誤った認識に基づくものに大きく分類される。

3 「体罰調査委員会」による課題の整理と今後の方向性

(平成 25 年 5 月 23 日公表)

「体罰調査委員会」は、このたびの都内公立学校の体罰実態把握の調査の過程で、特に都立高校において、体罰が反復・継続的に行われていたものや被害が広範に及んでいるものなどの重大事案について、外部有識者の協力を得て、直接当該校に行き、関係者から聞き取り調査を行った。その後、その発生原因や背景を解明し、解決すべき課題を明らかにし、平成 25 年 5 月 23 日、調査結果と検討内容について報告書を公表した。

● 調査結果に見る課題の整理

体罰を行った顧問や外部指導員の認識・考え方

- 1 独善的な考え方・指導方法
- 2 一時的な感情の高まり
- 3 絶対的な権力関係
- 4 勝つことに対するプレッシャー
- 5 体罰の再生産
- 6 体罰に対する認識不足
- 7 教員としての基本的な指導力不足

生徒の認識・考え方

- 1 自己起因（技術向上面）と捉えた受容意識
- 2 自己起因（生活指導面）と捉えた受容意識
- 3 絶対的な権力関係
- 4 個人差のある体罰の定義付け

保護者の認識・考え方

- 1 子供の成長や試合の勝利への期待
- 2 生活指導を親代わりとして捉える意識
- 3 自己の体験からくる体罰許容意識
- 4 個人差のある体罰の定義付け

校内体制

- 1 課題のある指導に対する意見し難い状況（遠慮意識）
- 2 管理職・組織内の危機意識（課題意識の欠如）
- 3 外部指導員に対する管理体制（学校と外部指導員との関係性）

● 課題解決への提言

指導者の意識改革

- 指導に関する独善的な考え方の払拭
- 怒りや興奮をコントロールする指導技術の習得
- 処分量定の見直し

生徒や保護者への理解啓発の推進

- 体罰概念や心身への悪影響について理解させる取組
- 体罰等のボーダーラインの考え方や具体例の提示
- 体罰や暴言を許さない校内の雰囲気づくり

組織的な指導体制の確立とマネジメント能力の育成

- 複数指導体制等、指導体制の見直し
- 部活動に関する校内規程や組織体制の見直し
- 若手からマネジメント能力の育成

コンプライアンス体制の整備

- 顧問教諭と保護者の定期的な情報交換
- 校内コンプライアンス体制の整備
- 公益通報弁護士窓口の周知及び効果的活用

外部指導員制度の見直し

- 学校と外部指導員の関係性の整備
- 外部指導員の指導範囲の明確化
- 外部指導員の委嘱行為の適正化